別記様式第３号

市有地売却の媒介に関する契約書

酒田市長　　（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、市有地売却の媒介に関する協定（以下「協定書」という。）に基づき、次のとおり市有地売却の媒介に関する契約を締結する。

（総則）

第１条　甲及び乙は、双方の信義、誠実の原則に基づき、市有地売却の適正かつ円滑な推進に資するものとする。

（契約の趣旨）

第２条　乙は、末尾記載の土地（以下「市有地」という。）を甲が売却するにあたり、市有地の購入を希望する者（以下「申込者」という。）と甲との売買契約の媒介を行うものとする。

（業務の内容及び媒介報酬の支払い）

第３条　乙は、末尾記載の市有地について、甲が売買契約を締結することができるよう申込者との媒介を行い、次の書類を甲に提出するものとする。

(1) 普通財産買受申込書

(2) その他甲が指示する書類

２　甲は、申込者から売買代金が全額納付され、所有権移転登記が完了した後、乙からの請求に基づき、媒介報酬を支払うものとする。

（媒介報酬の額）

第４条　前条第２項の媒介報酬の額は、協定書第９条の規定により算出した額とする。

（申込者への報酬請求の禁止）

第５条　乙は、申込者に対し媒介報酬を請求することができないものとする。

（甲の解除権）

第６条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

(1) 媒介業者が、市有地売却の媒介について、信義を旨とし誠実に遂行する義務に違反したとき。

(2) 媒介業者が、媒介契約に係る重要な事項について故意若しくは重過失により事実を告げず、又は不実なことを告げる行為をしたとき。

(3) 媒介業者が、宅地建物取引業に関して不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(4) 媒介業者が、媒介契約の履行をしないとき。

(5) その他の事情により市有地売却の媒介が不要になったとき。

（苦情紛争の処理）

第７条　乙は、甲に対し市有地売却の媒介を行うにあたり、第三者との間に苦情又は紛争が

発生した場合は、乙の責任において処理するものとする。

（個人情報の保護）

第８条　乙は、個人情報を収集するにあたっては、当該個人情報を取り扱う事務の利用の目的（以下「利用目的」という。）を明確にし、当該利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

２　乙は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために収集した個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

３　乙は、媒介業務等の実施にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（契約の失効）

第９条　この契約は、この契約を締結した日から３０日以内に売買契約が締結されない場合には失効するものとする。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めるときは、これを延長することができる。

（費用負担）

第１０条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（所管裁判所）

第１１条　この契約に関して訴訟等が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第１審の裁判所とする。

（協議事項）

第１２条　この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を２通作成し、甲及び乙が記名押印をして、各自１通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲　　酒田市本町二丁目２番４５号
酒　田　市　長　　㊞

乙

㊞

市有地の表示

物件番号	所在地番	地目	地積（㎡）	売却価格（円）